

都城市議会議長 様

提出日 令和 6年 5月 21 日

視 察 報 告 書

以下のとおり視察したので報告します。

1 所属会派名及び参加議員

【会派 青雲】 追間輝昭、神脇清照、川内賢幸、広瀬功三

2 視察先及び対応者

① 高崎一般廃棄物最終処分場

環境施設課 職員 4名 、 都城清掃公社 社員 2名

② 旧清掃工場

環境施設課 職員 4名

③ 老人いこいの家

福祉課 職員 3名 、 シルバーハウスセンター 会員 2名

3 視察日時

5月 7 日 (火) 9時 30 分～11時 30 分

4 視察内容

① 高崎一般廃棄物最終処分場（高崎町大牟田）

当該施設は、平成 17 年（2005 年）3 月に竣工し令和 2 年（2020 年）6 月に埋め立てが完了している。埋め立て地の一部（埋立地 II）は、建設時当初に他の埋め立て地（埋立地 I）の最終覆土を充填し 先行利用として地域に解放されていた。埋立地 II については、現時点では地元協議会（高坂、原村、旭公民館）との協議を経て 先行利用と同様のテニスコート等の整備を想定している。なお、埋め立て跡地の大部分を占める埋立地 I の跡地利用は未定。

施設管理については、都城清掃公社が受託しており埋め立て部分の安定化のために水処理施設の能力に合わせて毎日散水している。

② 旧清掃工場（郡元町）

当該施設は昭和 57 年（1982 年）に供用が開始され、平成 27 年（2015 年）の都城市クリーンセンターの供用開始に伴い用途廃止となってから 10 年近く経過し、供用開始からも 42 年が経過している。

当該施設の解体については、用途廃止前の地元協議の中で「解体撤去し更地とした上で緑化管理する」との跡地利用の方向性を定めているものの具体的な跡地利用の方針が定まっていないこと、解体費用が国の補助事業に該当しないため財政負担が大きいことなどから進んでいない。

旧清掃工場の工場棟は全く使用されていない。工場棟と切り離して残すとされている事務所棟は倉庫として使用されているが、両棟とも老朽化の進行具合は調査されていない。

③ いこいの家（郡元町）

当該施設は、隣接していた清掃工場（②）の廃熱を利用し入浴施設を併設しており 60 歳以上の方が「まち風呂」的な利用ができるほか、地域の方々の同好会活動やサロン的な場として利用されていた。

清掃工場の用途廃止に伴い廃熱利用ができなくなったため、現在はボイラーを設置し、週 3 日（火・木・土）入浴施設の利用サービスを提供しているほかは、従前の利用が継続されている。利用者数は 1 日あたり 30 名程度とのこと。

施設の管理は、シルバー人材センターから 2 名の会員が常駐して行っているほか、敷地内の樹木管理、施設清掃を会員の研修として実施している。

5 視察の感想

① 高崎一般廃棄物処分場

埋め立ては完了しているが、安定化までに更に長期間を要すると思われる。埋立地Ⅱについては地元協議会との間で跡地利用の協議が進められているが、先行利用の例にこだわらず、高崎町住民の意向をできるだけ拾い上げ地域活性化につながるものを整備していく必要があると思われる。

② 旧清掃工場

施設を解体するという方針は、当局、地元ともはっきりしているが、財政的理由から現施設の老朽化の状況、跡地利用の具体的方針、施設解体の時期について明確化されていない。特に高さ60mの煙突については、何らかの理由で倒壊した場合は周辺に大きな被害が発生すると思われる。施設解体の時期を明確にしなければ関係する懸案を具体化していくことは難しいと思われる。

③ いこいの家

古い施設ではあるが、視察当日には2団体の高齢者団体が利用されていた。思ったより多くの方々が利用されていると思われる。施設内外ともきれいに管理されていたが雨水排水の一部が老朽化のため不良状態となっており、所管課と指定管理者のリスク管理の確認が必要と思われる。

6 観察の成果及び市政への反映

廃棄物処理施設については、用途廃止前に施設解体、跡地利用について十分検討する必要があるのは言うまでもない。高崎一般廃棄物最終処分場の埋立地Ⅱの跡地利用は、先行利用の復旧の意味合いもあり急ぐ必要があるが、人口が減少してきている高崎地区に何が必要かという観点で地元協議会だけでなく地区住民と十分な意見交換が必要だと考える。

また、旧清掃工場については、用途廃止時の方向性からほとんど何も進んでいないと思われるため、最終の施設解体の時期を明確に定め、それに基づき跡地利用に関する協議と財政負担の検討を進める必要があると考える。

なお、旧清掃工場の稼働に伴い運用されていた いこいの家 については、長年地域の施設として利用してきたことから、今後も長期に市民に利用されるよう補修、修繕について配慮する必要があると考える。

【高崎一般廃棄物最終処分場】



埋立地 I



埋立地 II



水処理施設

【旧清掃工場】



【いこいの家】

